

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八百津町長 金子 政則

市町村名 (市町村コード)	八百津町 (21505)
地域名 (地域内農業集落名)	久田見地域 (長者屋敷、西山、薄野、嵩、樺、小草、中盛、後口、松阪、下田、入野、野黒、八幡、大平、小洞)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月29日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、町の山間地域に位置し、久田見集落は昭和50年代に土地改良により圃場整備されたが、1区画の面積は比較的小さい圃場である。上吉田集落は、これまで圃場整備がされておらず、急峻な地形が多いため、耕作面積も狭い田畑が多い。農業者は、耕作者の約65%が70歳以上の高齢者で、後継者不足、担い手不足、離農者の増加により、耕作放棄地の発生が心配されている。

元々、先祖から引き継いだ農地で耕作する兼業農家の多い地域であったが、近年は都市部へと移住する人が多くなった。

基幹作物である茶は、組合化され共同作業を実施しているが、農業者は高齢化している。

また、農地を集積・集約する大きな経営体も少なく、作業受託する組合もないため、ほとんどの農家が個人により農作業をしている。移住者もあるが、集約の規模まで営農を拡大することは希である。また、鳥獣による被害も甚大で、耕作意欲の低下により、今後の地域農業の継続が懸念されている。

一方、新規に就農した認定新規就農者が、有機農業等の新たな取り組みを実施している。

地域内の主な農作物は、水稻、茶、エゴマ、露地野菜である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

後継者不足などによる担い手不足が課題であるため、共同作業による負担軽減を進める共に、新たな担い手の確保が必要である移住者の就農など、多様な経営体が参入できるように支援する。

また組合化された茶部会も高齢化のため、若者の参画が必要である。

現在は、中山間地域等直接支払制度により耕作放棄地対策を行っているが、今後は、地域内の新たな担い手の確保・育成を図り、遊休農地化の解消に繋げていく。

40代から60代前半の比較的若い担い手が地域内に存在するため、それらの担い手を中心に、圃場の管理がしやすいよう農地を集約する。近年の米不足や価格の見直しにより、今後単価の向上が期待される水稻を主に、圃場を集約してコストを削減し、所得向上を目指したい。また、えごまや飼料用米といった特色ある作物を栽培する担い手もあり、その技術を若い担い手に継承し、今後も栽培を継続していく。山林周辺の農地では、獣害対策も考慮し農地の荒廃を防ぐ作物を検討していく。

有機農業等、環境負荷軽減の取り組みを推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	56.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	55.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農業振興地域内にある農用地等で、農業上の利用が行われる区域。</p> <p>以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和6年12月23日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。</p> <p>・八百津町久田見字野添下3303-1, 3303-2 田 1,675㎡ 地図No.3</p>
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>現在の担い手の耕作意欲の維持・向上のため、JAや県・町が一体となり、生産能力の向上、販路拡大、各種補助事業の活用等のサポートを実施する。また新たな担い手の確保のため、県・JA等の就農相談窓口との情報交換を積極的に実施する。就農希望者が現れた際には、農業委員会や集落の代表者が中心となり、地域の実情に応じた相談を行い、よりスムーズに就農できる態勢を整える。協議の場においては、担い手不在農地への位置付けや、作業効率向上のための農地の交換を目指し、担い手同士の積極的な話し合い・情報交換を行う。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地中間管理事業の活用により、担い手の事務負担が少ない貸借を目指す。中間管理事業の活用により利用可能となる遊休農地解消緊急対策事業や機構集積協力金、町の集積化支援補助金を活用し、担い手の支援・集約化を図る。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>営農継続のための農業用排水路や農道の整備改良などを国や県の補助金等を活用して行っていく。大区画が可能な地域での基盤整備を実施し、作業の効率化、就農希望者にとって魅力的な地域を作る。また、基盤整備は地元負担の極力ない形での実施を目指す。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>JA、可茂農林事務所、農業委員会等が連携しながら、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>特に建設事業者において、研修等により農業用機械の操作技術を向上し、幅広い農作業に対応できるようにすると共に、地域の担い手と交流を重ねて気候・土質等の地域性を理解して作業を行えるよう、関係機関が協力し、今後の取組みに向けて検討していく。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>中山間地域等直接支払制度等を利用しながら、耕作されない農地を保全・管理していき、公的捕獲や獣害防護柵の設置による鳥獣被害対策を行い、地域内での耕作意欲低下を防ぐ。</p> <p>新しく有機農業を始めた新規就農者には、今後の担い手として期待する。</p> <p>ドローンやリモコン草刈り機等のスマート農業技術の活用により、農作業の負担軽減を目指す。</p>
